

**令和元年度 徳島県県土整備部営繕課・住宅課、
(一社) 徳島県建築士事務所協会 意見交換会
(第1部) 議事録**

開催日時 令和元年9月6日(金)
(第1部) 15:30～17:30
(第2部) 17:40～19:40
開催場所 自治会館
(第1部) 1F ボードルーム
(第2部) 7F 鳳の間

次 第

- ・第1部 司会進行：中 野 広報・渉外委員長
 - 1. 開 会 (中 野 委員長)
 - 2. あ い さ つ 鍬 田 県土整備部次長(営繕課長)
松 村 会 長
 - 3. 自 己 紹 介
 - 4. 意見交換1
 - 5. 閉 会 (中 野 委員長)

- ・第2部 司会進行：仁 木 事務局長
 - 1. あ い さ つ 山 口 住宅課長
上 柿 副会長
 - 2. 出席者紹介 (第2部からの出席者を紹介)
 - 3. 乾 杯 高 島 建築指導室長
 - 4. 意見交換2
 - 5. 御礼の言葉と締め 立 花 副会長

出席者 (第1部) 25名 (第2部) 30名

徳島県 (第1部 8名、第2部 10名)

第1部	第2部	所属・役職	氏 名	担当
○	○A	県土整備部次長 (営繕課長)	鋤 田 耕 市	
○	○B	営繕課 課長補佐	大 和 研 二	長寿命化・計画担当
(現場)	○B	係長	濱 佳 孝	建築担当
○		係長	滝 下 裕 子	建築担当
○		主任	坂 本 剛	長寿命化・計画担当
○	○C	主任主事	栗飯原 早 希	建築担当
(現場)	○C	主事	福 永 柚理子	長寿命化・計画担当
○		主事	柿 本 成 章	建築担当
○	○A	県土整備部住宅課長	山 口 義 敬	
○		住宅課 主査兼係長	柳 本 茂 喜	県営住宅担当
	○C	主任	高 田 知 子	県営住宅担当
	○A	住宅課建築指導室長	高 島 浩	
	○B	建築指導室 室長補佐	美 野 英 司	指導・宅建担当
	○B	建築指導室 室長補佐	世 直 篤 史	耐震化担当

註：ABCはテーブル番号

(一社) 徳島県建築士事務所協会 (第1部 17名、第2部 20名)

第1部	第2部	役職	氏 名	事務所名・事務局担当
○	○A	会長	松 村 史 朗	(株)松村建築計画研究所
○	○A	副会長	立 花 薫	立花構造設計事務所
○	○A	副会長	上 柿 重 信	(株)上設計
○	○A	相談役、総務委員会 委員	小 西 誠 一	(株)滝本建築設計事務所
○	○A	総務委員会 委員長	内 野 輝 明	(有)内野設計
○	○B	総務委員会 部会長	坂 口 敏 司	坂口建築設計室
○	○C	総務委員会 副部会長、青年委員会 委員	後 藤 和 典	後藤建築事務所
○	○A	業務・技術委員会 委員長	宮 本 昌 司	宮本構造設計
○	○C	業務・技術委員会 部会長、青年委員会 委員	高 田 正 樹	高田正樹建築設計室
○	○C	業務・技術委員会 副部会長、青年委員会 委員	中 村 康 一	中村建築構造設計
○	○B	業務・技術委員会 委員	板 東 公 治	(株)エーシー設計
○	○A	広報・渉外委員会 委員長	中 野 真 弘	(有)真建築都市研究室
○	○B	教育・指導委員会 部会長	藤 川 隆 幸	(株)スバル設計
○	○B	青年委員会 委員長、業務・技術委員会 副部会長	南 佳 孝	みなみ建築アトリエ
○		青年委員会 委員	岩 本 荘 子	(株)西田設計
	○C	青年委員会 委員	板 東 毅	(有)佐藤建築企画設計
○	○B	監事	栗 田 勝	一級アワタ建築事務所
○	○B	事務局長	仁 木 弘	事務局全般
	○C	事務局職員	中 川 綾	沿道建築物耐震等事務全般
	○C	事務局職員	奥 田 真 美	木造住宅耐震関係
	○C	事務局職員	宮 村 典 子	建築士事務所登録関係

註：ABCはテーブル番号

【共通項目】

1) 発注動向、将来見通し等について

(営繕課あて)

- ① 今年度は知事選の関係もあって、予算が骨格予算（当初）と肉付予算（補正）となっているようですが、工事内容や発注予定時期など、支障のない範囲でお示しいただければと思います。（協会）

(営繕課回答)

委託業務の発注情報は、徳島県電子入札ホームページで公開しており、例年、年度当初に掲載していますが今年度は肉付予算があったことから7月見直しとして、6月21日に公開しています。

また、毎月1日には、その月の発注予定を掲載しています。

(参考資料 -7-, -8-)

- ・ 今年度は、長寿命化の事業が始まり、例年よりは多いかなと思う。
- ・ 沿道建築物の耐震は再年度がまとめの年、対象が民間で価格が安めなのが難点。

(住宅課あて)

- ② 県営住宅新浜町団地の建替は、ミニPFIで継続されるようですが、昔と違って県営住宅の建替は、対象団地の選定や事業手法の選択等で、必ずしも容易ではないように思われます。大規模修繕も含め、どのような見通しでしょうか。（協会）

(住宅課回答)

県営住宅の建替については、現在ミニPFIとして進めている新浜町団地以降の計画は現在検討中ではありますが、今後の建替については、従前のように老朽化した団地を単純に建替えるものでなく、建替に際して何らかの工夫を盛り込むことになると考えられます。

また、大規模の修繕については、施設の長寿命化を目的に、外壁及び屋上防水の改修工事を進めており、設計については、団地単位で数棟をまとめて設計委託を行っています。

- ・ ミニPFIは規模が小さいから頑張れるところがあり、こんなところ工夫してはどうかと出すので、+αのものも提案してほしい。
- ・ 提出資料をシンプルにしたいと考えている。

【個別項目】

2) 指名について

- ① 県内設計事務所対象の一般競争入札の条件が、一級3名、または一級2名＋二級2名となっていたものが、最近、一級3名の条件のみになっているように思われます。変更の経緯が何かあるのでしょうか、また、以前の条件に戻せないでしょうか。（松村）

回答：県内業者を対象とした建築設計の一般競争入札においては、一級建築士3名、または、一級建築士2名＋二級建築士2名としています。

- ・ 方針を変える気は無く、県内発注の方向でいきたい。
- ・ 条件に「〇〇用途の経験があること」が入るが、この条件を満たすのが困難。

- ・実績を調べるのに苦勞しており、協会であければありがたい。
- ・なお、県の場合は共同企業体での実績を計上する際、構成比率は問わない。

3) 入札時の委託工事名や業務内容について

- ① 委託工事名称について、例えば「〇〇体育館改修設計業務」では、落札設計事務所に対し、大規模改修と勘違いしたメーカーや販売代理店から、直接業務に関係のない商品のPRにやってくるので、「〇〇体育館小規模改修設計業務」とか「〇〇体育館外壁等改修設計業務」など、もう少しイメージしやすい名称を付けていただけませんか。(坂口)

回答：営繕課発注の委託業務名の決定は、設計内容がわかるように心がけています。(参考資料 -9-)

- ・委託業務名については、字数の制限がある。

- ② 入札時に閲覧できる委託要領書に示される業務内容についても同様に、もう少し具体的に表現していただけませんか。例えば、従来の「屋根改修工事」を、「屋根全面葺替工事」「屋根部分改修工事」「屋根塗装工事」等の表現にしていただけると、よりわかりやすくなると思います。(坂口)

回答：設計概要は、委託仕様書の最終ページに可能な範囲で記載しています。

例示の「屋根改修」では、葺き替え、カバー工法、部分改修など工法の検討が必要な場合は、比較検討する費用を見込んでいますので、その旨を記載しています。

なお、入札公告で不明な点は、質問してください。

- ・受け手からすると、「等」と記載されていると何が入っているか不安である。

4) 積算について

- ① 業務報酬基準の改正が行われ、日本建築士事務所協会連合会（日事連）ではJAAF-MST 2019 が作成され、9月26日（木）には県内で当協会主催で講習会を行います。また、当協会単独でも業務費用算定ソフトの改訂版を作成しているところであり、完成次第、県内各市町に配布し説明する予定です。この基準改正について徳島県のご意見をお聞かせください。

また、今回の基準では延べ面積が300㎡以下の建物については、前回より業務費用が下がっていると聞いておりますが、県で基準を採用される場合には、小規模建築の多い本県の事情に照らして、何かご配慮はいただけるのでしょうか。(宮本)

回答：新基準を採用した場合、設計費が下がる場合があることを認識しています。

現在、採用時期なども含め、検討しているところです。

- ・設計費が下がると言うことについて、現在シミュレーションをしているところ。
- ・例えば、現地調査費用を上げるとかの工夫を検討しているが、ご理解を頂きたい。

- ② 新築工事に比べ、改修工事費の設計委託料の算定については、積算しづらい状況です。必要工数や枚数の計上等どのように考えて積算していくべきか、例えば勉強会をしていただく事は可能でしょうか。（上柿）

回答：改修時の委託料算定は、過去の設計事例を元に図面枚数や難易度等を考慮しています。

設計事務所説明会での議題とできるか検討課題とさせていただきます。

- ・ 建築・設備とも、何度も現場に行きチェックも厳しく、元の図面が役に立たない場合が大半。
- ・ 既存の図面を写真から判断してCAD化から行うので、作業手間が倍ほどかかる。
- ・ 昔と比べるとだいぶ上がってはいるとは思うけど・・・
- ・ 委託料算定の最後に依頼度をかけて低減する方法は、今はしていない。

- ③ R I B I CのPDFデータでいただく単価表は、金額部分が***マーク表示となっておりますが、おおよその金額も把握したいので、せめて公表「ダミー単価」を入れていただけませんか。（上柿）

回答：ダミー単価を入れた単価表は、公開できませんので、ご理解ください。

- ・ R I B I Cは契約していないと見えず、印刷打ち出しも分厚くなり大変である。
- ・ 今のダミー単価はほぼ積算単価になるので、ダミー単価といえどもそれを入れると単価表が流れてしまうことになり困難。

- ④ 各種施設の定期調査業務において、結果的に人工数を集計すると、発注時の金額では時間給がかなり低くなっています。予算計上時の業務費の算定について見直しできないでしょうか。（実際の人工数も成果品提出の際報告しています。）（松村）

回答：現在、定期調査業務については、積算基準を作成していません。

- ・ 協会も昔は基準を作りかけたが、今は委託業務内容も多岐になり作っていない。
- ・ 初回に見積もりを出して金額が決まると、翌年度以降民間物件は段々部切りがあり、現行調査内容に合っていないこともあって、乖離が大きい。

5) 設計・監理の受託時の対応について

- ① 設計を進める過程で、若手職員の育成のためとは思いますが、時点時点で経験を有する上司の参加が必要と感ずることがあります。例えば、初回の現地打ち合わせなど重要な場面では、経験の浅い担当者の方のみの判断では責任が重すぎませんか。（坂口）

回答：できる限り、参加したいと考えていますので、日程調整にご協力をお願いします。

- ・ そもそも係長位が少なく人手不足でもあるが、できるだけ対応するよう調整したい。

- ② 委託業務成績評定について、この評定は、ご発注者が委託された業務について、受託者として求められた適正な業務が行えたかどうかを判断

される評定だと考えております。ただ、業務終了後に評定通知書をいただく際、点数・内容についてのご説明が無く、自分が評価頂いた点数が、誉めて頂いているのか、反省を促されているのかさえ解らず、どのように捉えるべきか解らない状態となっております。

- ・評定点について、全体としての「平均点」や「最高・最低点」は何点となっているのか等、具体的にご提示頂けないでしょうか？
- ・ご発注者がお考えになる「適正な業務内容」とは、何点を示すのでしょうか？

上記につきましてご説明頂けましたら、自分が頂いた評価点を理解し、次の業務に生かす事が出来ると考えております。(高田)

回答：委託業務成績評定は65点を標準にしており、65点以上は適正な業務と考えています。

直近5年の平均点は、72点、最高点は83点、最低点は62点です。

- ・指名停止に該当するのは、60点以下位の出来かなと考えている。
- ・営繕課の入り口で、評価の閲覧ができるのでご活用を。

6) 県との交流について

- ① 建築士事務所協会、建築士会とも、県の方と今回のように交流を持てる機会が増えれば、徳島県の建築業界の発展につながると思います。本来は事務所協会等が行うべきことかもしれませんが、若手の設計事務所など公共工事の経験の浅い事務所を対象に、公共工事の流れを教えて頂いたり、フォロー頂くような取り組みをして頂ければと思います。(後藤)
- ② 本協会にとっても県との関係強化を図りながら（例えば本年度から建築士事務所登録事務の指定機関）業務を進めており、個々の事務所、特に若手協会員にとっても県からの業務委託を受けるにあたってメリットがあるよう、勉強会の開催をお願いしたいと思います。勉強会は、ざっくりばらんな小規模のもので、例えば、
 - ・RIBICソフトの操作や単価構成の解説
 - ・県特記仕様書の解説
 - ・監理業務チェックリスト内容の解説など、県委託業務が円滑に、また、県担当者と受託者の意思疎通が図られるよう、よい機会ができればと思います。(南)
- ③ 2年ほど前の意見交換会の際に、県担当者から、どの工事かを伏せてではありましたが、竣工時に、いろいろな問題点や反省点などを総括してご説明いただき、設計・監理の立場から大変参考になりました。そのような取り組みは、お互いの技術力のみならずコミュニケーション力の向上にもつながるものと思いますので、是非ご検討ください。(上柿)

回答：以下のような取組ができるよう、協会の皆様と検討していきたいと考えています。

- ① 工事監理業務を発注した工事において、監理業務受注者に協力して頂き、設計者を対象とした現場施工の勉強会など
- ② 協会主催の勉強会への職員の派遣
- ③ 施工において、発生した問題点などの事例紹介

- ・協会で実施する勉強会等に営繕課等から職員を派遣することは出来ると考えている。
- ・また、民間対象の事務所に対して、公共では積算等が必要というようなこともお話しできるが、その中身の習得はそれぞれの事務所での努力かなと。
- ・例えばこの意見交換会の場を活用して、①意見交換 1、②設計監理等の失敗例等の講習会、③意見交換 2（夜の部）というような 3 部構成でもいいのではないかな。
- ・今後、協会青年委員会の活動と併せ、県と協会で協議していく。

7) その他

- ① 鳴門渦潮高校の校舎の位置が、中央構造線の関係で配置計画を変更して建設されたと聞きました。当該地域は危機管理部所管の「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」が示す、特定活断層調査区域のレッドゾーン 40m 区域には入っていないようですが、その場合でも何らかの対策が必要なのか、今後の参考のため所管外かもしれないと思いますが、わかる範囲でご教示頂ければありがたいです。（宮本）

回答：鳴門渦潮高等学校大津キャンパスは、特定活断層の調査区域ではなく、地下深くに断層がある「伏在活撓曲」といわれる箇所に該当します。

（地図上では破線）

レッドゾーンではありませんが、「伏在活撓曲」の直上への建設を避けるため、南側に配置を変更しました。

- ・鳴門渦潮高校の整備とレッドゾーンの指定時期が重なったので、社会的状況から対応したものであり、これから先の同様の事案で、対応を義務づけるものではない。

※ 来年度開催についても、この時期が望ましいので、8月下旬から9月上旬で調整する。